

# 令和7年度 第1回 地熱連絡会

令和7年6月27日

資源エネルギー庁 環境省

# 令和7年度 第1回 地熱連絡会

## 目次

1. 令和6年度地熱連絡会の振り返り
2. 個別課題の収集状況とその位置づけ・選定基準
3. 個別課題の紹介とその対応方針
4. 試掘調査に係る保安林解除の手続きガイド
5. 継続的なフォローアップについて

# 令和7年度 第1回 地熱連絡会

## 目次

1. 令和6年度地熱連絡会の振り返り
2. 個別課題の収集状況とその位置づけ・選定基準
3. 個別課題の紹介とその対応方針
4. 試掘調査に係る保安林解除の手続きガイド
5. 継続的なフォローアップについて

# 1. 令和6年度地熱連絡会の振り返り（前回資料の再掲）

## 設立経緯

- これまで、地熱発電に関する課題は、ステークホルダーの理解醸成、掘削コストの高騰や高い掘削リスク、温泉法や立地条件等によっては自然公園法・森林法といった規制などがあり、これまで国が一丸となって対応してきた。
- 一方で、事業者からは**一部の取組について地熱開発促進に向けた問題提起**がなされている状況。

## 設立目的

- 大きな課題の1つである、**長い開発リードタイムの解決は開発促進のためには必要不可欠。**
- これらを継続的にフォローアップする枠組みとして、地熱発電推進に関する連絡会等を継続的に実施していく。
- そのため、ステークホルダーの理解醸成、掘削コストの高騰や高い掘削リスク、温泉法や立地条件等によっては自然公園法・森林法といった規制について、**官民関係者が一堂に会し、具体的な課題を共有・議論し、対応方針を整理**するとともに、対処方針等を関係者へ広く周知するために、地熱連絡会を開催する。

# 1. 令和6年度地熱連絡会の振り返り（前回資料の再掲）

## 資源エネルギー庁・環境省が共同収集する個別事例の例

### <自然公園法・森林法・温泉法等の規制>

- 某自然公園内での掘削調査にあたって、「風致上の支障が大きく不許可相当」と指導され、代替地での実施の検討・調整に時間を要している。

### <ステークホルダーの理解醸成>

- 某温泉地の周辺で地熱調査を行うにあたって、温泉事業者側の理解を得られず、調整が難航している。

### <掘削コストの高騰や高い掘削リスク>

- 過去にNEDO促進調査が行われた地点の調査・開発が進み\*、新規で調査に着手する某地域での新規掘削リスクが増大。

\*) 2012年までのNEDO促進調査の結果、複数の地熱発電所の運転開始に繋がっている。

# 1. 令和6年度地熱連絡会の振り返り（前回資料の再掲）

## 課題解決に向けた検討イメージ

- 当事者および規制の所管省庁への聞取りにより、詳細に事実関係を把握。

### 基本的情報

- ・ 事業名
- ・ 事業者名
- ・ 事業を行なっている場所
- ・ 開発段階
- ・ 施工計画（申請内容）

### 課題となる規制に係る情報

- ・ 法律名
- ・ 規制の根拠条項
- ・ 所管官庁との相談経緯
- ・ **不許可相当とされる事由**
  - ✓ 許可基準の条項
  - ✓ 当該条項に適合しない理由

➡ その上で、関係省庁と当事者で協議し、  
課題となっている要素の特定しつつ解決策を検討。

# 令和7年度 第1回 地熱連絡会

## 目次

1. 令和6年度地熱連絡会の振り返り
- 2. 個別課題の収集状況とその位置づけ・選定基準**
3. 個別課題の紹介とその対応方針
4. 試掘調査に係る保安林解除の手続きガイド
5. 継続的なフォローアップについて

## 2. 個別課題の収集状況とその位置づけ・選定基準

### 令和6年度第1回地熱連絡会終了後の個別課題の収集状況

- 令和6年度第1回地熱連絡会后、参加申込のあった約300名に対して、資源エネルギー庁より個別課題の収集についてメールで依頼し、**7社から35件の個別課題を収集**。
  - **規制に関する課題**：  
温泉法関係10件、自然公園法関係3件、森林法関係5件
  - **事業推進に関する課題**：  
経産省関係9件、環境省関係1件、林野庁関係3件、市町村関係1件、全関係省庁・自治体関係2件、その他省庁1件



**From** : 資源エネルギー庁  
**Sent** : Wednesday, December 25, 2024 9:24 AM  
**Subject** : 【資源エネルギー庁】第1回 地熱連絡会

第1回 地熱連絡会へご出席いただきました皆様  
※宛先多数のため、BCCで送付させていただきます。

昨日は、お忙しい中、第1回地熱連絡会へ  
ご参加いただきましてありがとうございます。  
投影させて頂きました資料を共有させていただきます。

また、地熱連絡会の中でもご連絡させて頂きましたが、  
個別案件の課題等がございます場合は、  
以下の要領でご連絡頂けると幸いです。

~~~~~

- 締切：2025年1月31日
- 宛先：bzl-chinetsurenrakukai@meti.go.jp
- 内容：

「資料①\_第1回 地熱連絡会」の9ページがございます要素を踏まえた個別案件に関するお困りごと等をご連絡頂けますと幸いです。

※ こちらの宛先は、課題収集のためのものがございますので、ご登録いただきました課題等について、こちらの宛先を通じた調整等を行いません。

※ さらに詳細な点を確認させて頂きたい場合は、個別にご連絡頂きました宛先へエネルギー庁等からご連絡させていただきます。

※ 今年度すでに個別でヒアリングさせて頂きました事業者様におかれましては、新たな更新がなければ提出不要です

~~~~~

## 2. 個別課題の収集状況とその位置づけ・選定基準について

### <本資料の位置づけ>

- 参加者等において地熱開発に関する勉強・理解醸成や、様々なステークホルダーとの打合せの際の共通認識を醸成するための資料としての活用、を期待するものである。

### <本会で公表する課題の選定基準>

- 収集した課題のうち、その対応状況などを横展開することで日本の地熱開発に資するもの。  
※ あまりに個別具体的な問題・プロジェクト独特の問題は、本会で公表しない。  
(個別に別途対応予定)

# 令和7年度 第1回 地熱連絡会

## 目次

1. 令和6年度地熱連絡会の振り返り
2. 個別課題の収集状況とその位置づけ・選定基準
- 3. 個別課題の紹介とその対応方針**
4. 試掘調査に係る保安林解除の手続きガイド
5. 継続的なフォローアップについて

# 3. 個別課題の紹介とその対応の紹介

## 個別課題① 自然公園内における地熱開発に係る運用について

- **環境省では、第2・3種特別地域での地熱開発についても、優良事例としてふさわしいものは認める旨、明示している。**ただし、優良事例については、各自然公園の状況を勘案しながら個別に判断する必要があり、個々のプロジェクト毎に引き続き共有を図りたい。

※ 国立・国定公園内における地熱開発の優良事例とは、自然環境・公園利用への配慮等を行うことを前提とし、地域協議会等の合意形成を通じて地域との共生が図られているものを指す。

※ 優良事例の形成に際しては、NEDO「エコランセット」が参考となる。

### 事業者の見解・提示された問題等

- 優良事例として第2・3種特別地域での地熱開発を原則として容認できるように通知が改訂されたにもかかわらず、開発可能な優良事例として「環境負荷が小さく、地元や温泉との共存を目指すものであり、基本的に小型（1000kw未満）なもの」しか認められない場合がある。

### 本事例から事務局が考える課題

- 自然公園法の規制に関して、すでに環境省の通知により周知・改善されていることが、一部の事業者において、未対応の課題として認識されている状況。

# <参考> 国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて

## <通知から一部抜粋>

### 1. 国立・国定公園内における地熱開発の基本的な考え方

- (1) 国立・国定公園内における地熱開発の実施については、自然公園法の目的となっている自然環境の保全（風致景観の維持を含む。）及び公園利用上の支障がないよう立地や設計で配慮等を行うことを前提とし、地域との共生も図られている優良事例については認めることとする。また、同様の配慮等を行うことを前提として、主として当該地域のエネルギーの地産地消のために計画されるもの又は当該地域の国立・国定公園の利用の促進若しくは公園事業の執行に資するものであって、既存の温泉水を用いるバイナリー発電など地熱開発の行為が小規模で風致景観等への影響が小さなものについても認めることとする。これらにより、自然環境保全と両立し、地域と共生した地熱開発の取組を積極的に進めることとする。

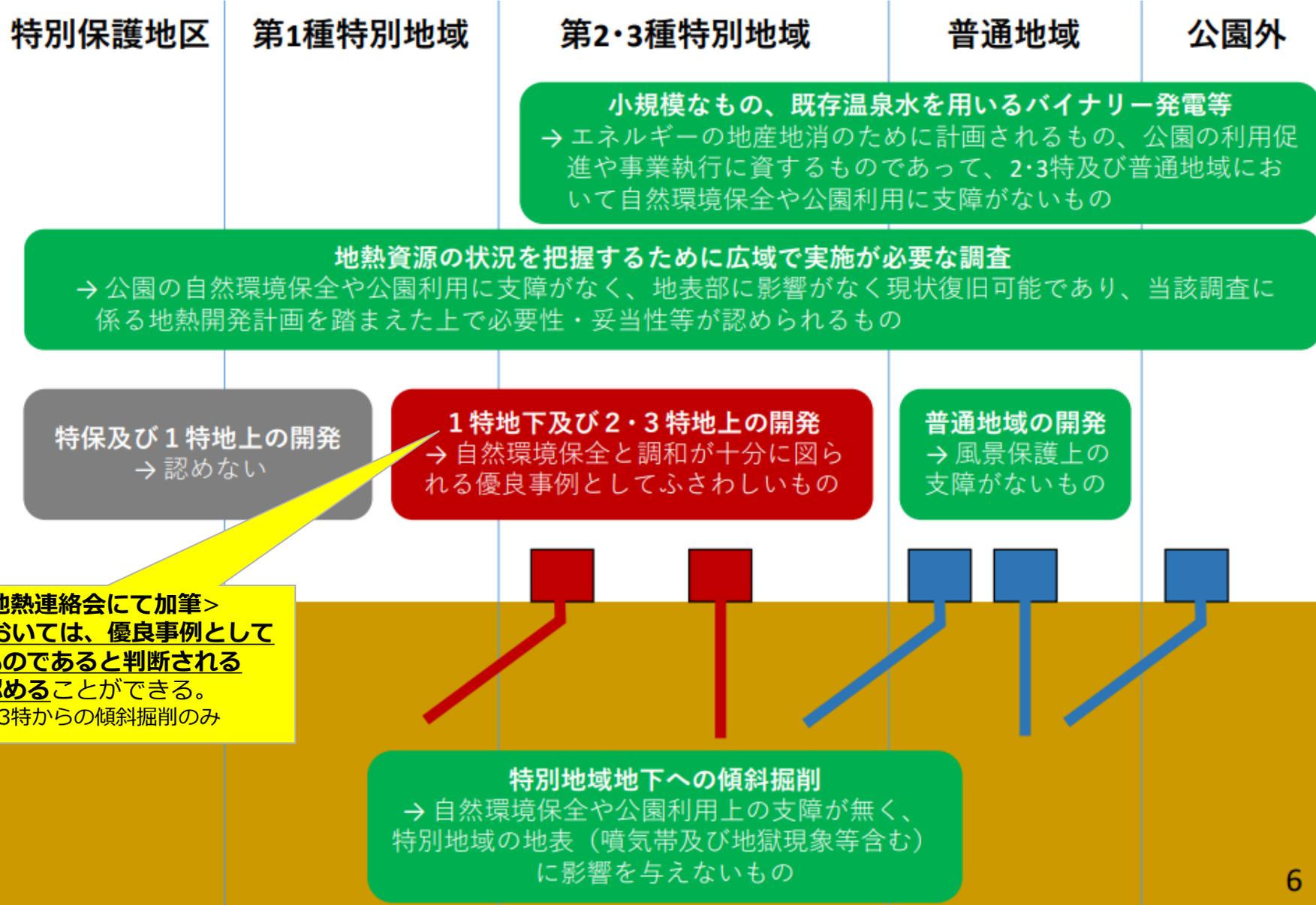
※ 環境省 環自国発 第2109301号「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」 <https://www.env.go.jp/content/900488902.pdf>

## <令和3年9月30日の通知改訂の概要>

### 国立・国定公園の地熱開発に関する基本的考え方の整理

- 考え方の筆頭に、自然環境の保全等の配慮を前提として、優良事例を容認し、地域と共生した地熱開発を積極的に進める旨を記載  
(自然環境保全上重要な地域等は認めない旨の記載は「ただし書き」とする)
- 第2種・第3種特別地域についての「原則として認めない」の記載を削除  
(どのようなものについて認め得るか（傾斜掘削、地域共生の優良事例、地産地消型等）を列挙するような記載にする)

# (参考) 国立・国定公園内で認められる地熱開発



<R7.6.27 地熱連絡会にて加筆>  
2特・3特においては、優良事例としてふさわしいものであると判断される地熱開発は認めることができる。  
 ※ 1特は2特・3特からの傾斜掘削のみ

# (参考) 優良事例に寄与する技術開発：自然環境・公園利用の配慮等

## NEDO事業：優良事例の円滑化に資する環境保全対策技術に関する研究開発

- “自然環境の保全（風致景観の維持を含む）を前提”とした“地域との共生も図られている” **優良事例とは、各公園や地域の特性を考慮する必要がある。**
- **令和3年9月環境省通知で、NEDO「エコランセット」が参考となる**旨を明示しており、NEDOとしては**情報を見える化することで合意形成に役立つものや配慮手法の参考事例等を紹介。**

※ NEDOエコランセット（通称）：自然環境・風致景観配慮マニュアル、配慮手法パターン参考集、汎用性3Dアプリ  
[https://www.nedo.go.jp/library/ecological\\_landscape.html](https://www.nedo.go.jp/library/ecological_landscape.html)

### ○期待する効果

- 判断基準、手順の明確化により手戻りが減少
- **行政、地域住民、専門家等とのコミュニケーションを促進**
- 自然環境・風致景観に調和した地熱発電導入の加速化

<p>自然環境・風致景観配慮マニュアル</p>	<p>配慮手法パターン参考集</p>	<p>汎用性3Dアプリ</p>
<p>地表調査・坑井調査。環境アセスの段階別に作業手順を整理</p> 	<p>環境配慮の検討</p> 	<p>3D化、施設配置の検討</p> <p>景観分析</p> 



# ＜参考＞ 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」 の解説の改正について

## ＜通知から一部抜粋＞

### 1. 優良事例とは

- ・ 優良事例としての取組は、自然環境やその地域を取り巻く状況等が様々であり、地熱資源調査者と開発事業者が異なることも想定されることから、個別の案件ごとに検討する必要がある。地熱開発の段階ごとに求められる内容も異なる。本解説において、既存の許可事例等を参考にした優良事例の各項目の実施方法に関して示すこととする。

### 3. 各開発段階における環境配慮の考え方 2) 立地選定段階における環境配慮の考え方

- ・ **立地選定段階における環境配慮方法については、**国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が令和3年に改訂した「**自然環境・風致景観配慮マニュアル**」及び「**配慮手法パターン参考集**」が参考になる。

※ 環境省 環自国発 第2109302号 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の解説の改正について <https://www.env.go.jp/content/900488901.pdf>

# 3. 個別課題の紹介とその対応方針

## 個別課題② 温泉審議会の開催頻度について

- 令和3年に環境省より都道府県に「開催頻度の向上と、適切な時期の開催に努めるよう」助言（通知）を実施しているが、改めて同通知の再周知と、その影響度について都道府県等へ共有し、柔軟な対応について機会（都道府県の温泉主管課長会議等）をとらえ理解を促す。

※ 開催頻度が少ないことによる影響事例（事業遅延による経済的損失等）について、本会以降、工ネ庁・環境省から日本地熱協会や個別事業者へ整理・提供を求め、次回以降の地熱連絡会でも公表予定。

### 事業者の見解・提示された問題等

- 温泉審議会の開催頻度が少なく、掘削許可を得るまで時間がかかり、事業が遅延。
- 積雪地域においては冬季休工となるため、温泉審議会の開催時期・回数によっては坑井掘削が1年繰延べにならざるを得ない場合がある。
- 温泉審議会の開催について、いつ開催されるか不明瞭な場合もあり、事業予見性を毀損。

### 本事例から事務局が考える課題

- 温泉審議会が開催頻度が少ない都道府県では、それを加味して掘削許可を得る必要があり、プロジェクトが大きく遅延。  
※短縮できればプロジェクト期間短縮に寄与
- （計画変更時や書類不備などで、再度温泉審議会に諮る必要がある場合）長期間工事を中断するため、プロジェクトが大きく遅延する他、資機材の待機コストが大きく増大。

# 3. 個別課題の紹介とその対応方針

## 個別課題③ 温泉法申請において行政間で申請資料の対応に差

- **温泉法の申請にあたり**、他法令の手続きも必要となる場合において、他法令の許可の見込みが確認できる場合には、**温泉法と他法令の手続きを同時併行で実施する（温泉法の申請を受理する）ことは可能。**

※ 事業者から提示された課題について、当該自治体への事実確認を実施した結果、同時併行で温泉法の申請を受理し、審査手続きを進めることとしていることを確認済み。同様の課題が生じた場合は、他自治体であっても同様の対応を求める等、引き続きフォローアップを行う。

### 事業者の見解・提示された問題等

- 温泉法の申請において「関係法令の規制が解除されていること」とあるが、関係法令として自然公園法の手続きが必要。
- 自然公園法の申請書の受理をもって、温泉法の申請も受理してもらえないか都道府県に相談したが、処理要領の記載の通りとの回答で、温泉法の申請はできず。

### 本事例から事務局が考える課題

- 温泉法の申請・許可までに最大3か月要し、プロジェクトが大きく遅延。  
※ 他法令と同時並行で進めることができれば、開発期間の短縮に繋がる。

# 3. 個別課題の紹介とその対応方針

## 個別課題④ JOGMEC助成金事業の公募期間や公募タイミングについて

- 一定の有望性は明らかだが、冬期間の調査活動制限やその他事由により、次の探査・開発ステージまで進むためにあと一步の支援が必要な案件について、追加支援として**令和7年度より有望案件に対する最大2年間の追加支援制度（助成期間延長）を確立**。
- 令和6年度からは**実績報告書提出期限を3月末とし、年度内の調査可能期間を拡大**したほか、**複数年度事業に対する支援制度も確立**し、冬季期間も含めたより効率的な調査が進捗するように後押し。

### 事業者の見解・提示された問題等

- 北海道・東北等の積雪がある地域では、現地での作業可能期間が6ヶ月程度しかない。そのため、6年間では当該寒冷地域で事業を検討するための初期調査が完了しない。
- 助成金公募のスケジュールを踏まえて、必要な許認可手続きなど事業計画を立てることが通常となっている。

### 本事例から事務局が考える課題

- 助成金の公募タイミングなどが分からないため、事業計画を立てることは難しく、予見可能性低下。
- 寒冷地域などの作業可能期間が限られる地域における有望な調査結果等が出ている案件の調査が遅延、もしくは中止。

# 令和7年度 第1回 地熱連絡会

## 目次

1. 令和6年度地熱連絡会の振り返り
2. 個別課題の収集状況とその位置づけ・選定基準
3. 個別課題の紹介とその対応方針
4. **試掘調査に係る保安林解除の手続きガイド**
5. 継続的なフォローアップについて

## 4. 試掘調査に係る保安林解除の手続きガイド

- かねてより 日本地熱協会からは、保安林内作業許可における敷地面積・作業期間及び切土・盛土に係る基準では、試掘調査の制約となっていると提言があった。
- 発電所建設・運転においては保安林解除により対応しているが、試掘調査においては発電事業に至らず返地となる可能性もあることなどから、保安林解除による対応は未だ無い状況。
- 今般、林野庁の協力の下、日本地熱協会・JOGMECにより「試掘調査に係る保安林解除の手続きガイド」が取りまとめられつつあり、日本地熱協会より本日紹介頂く。

### 事業者の見解・提示された問題等

- 保安林内での敷地造成の制限の多さにより、結果として非経済的・非効率な敷地配置・資機材配置を余儀なくされることにより、安全性・経済性が毀損。

- 「保安林の指定解除事務等マニュアル（地熱編）」（2021年9月）で、「事前相談は任意手続きとして短縮化を図る」「事務手続きの流れ、運用を明確化」とされたが、実際は高度かつ専門知識が必要で、実質事前相談が必要になる。

## 4. 試掘に係る保安林解除の手続きガイド

日本地熱協会よりご紹介（資料2）

# 令和7年度 第1回 地熱連絡会

## 目次

1. 令和6年度地熱連絡会の振り返り
2. 個別課題の収集状況とその位置づけ・選定基準
3. 個別課題の紹介とその対応方針
4. 試掘調査に係る保安林解除の手続きガイド
5. **継続的なフォローアップについて**

## 5. 継続的なフォローアップについて

- 本会を通じて、地熱開発推進に関する個別課題について、継続的にフォローアップします。
- お困りの際は、次の宛先にご連絡ください（提出期限は設けません）。  
〈資源エネルギー庁 地熱資源開発室〉 [bzl-chinetsurenrakukai@meti.go.jp](mailto:bzl-chinetsurenrakukai@meti.go.jp)
- その際には、可能な限り具体的に（抽象的な表現を避けて）、ご連絡頂けると幸いです。

### 〈個別課題提出時に必要な主な情報〉

- プロジェクト名・場所
  - 事業社名（SPCの場合、その構成員）
  - 開発の状況
  - 規制に係る場合、その法律名や所管官庁（対応した出先機関）、その指導内容
  - 問題・課題と考える事由
- 次回（令和7年度第2回地熱連絡会）の開催は、課題の収集・対応状況等により決定。